

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成30年8月8日（平成30年（独個）諮問第44号）

答申日：平成30年10月31日（平成30年度（独個）答申第33号）

事件名：本人が遺族として受領した岡山大学自殺背景調査委員会調査報告書に係る乙号証の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月10日付け岡大総総第41号により、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書1ないし文書9に対する原処分を取り消し、その全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

部分非開示とした文書1ないし文書9の内容に基づいて、特定年月日「調査報告書」が交付されています。当該文書と調査報告書との整合性を確認するために、全面開示をお願いいたします。

このことは、自殺した娘の職場での状況について、当時の上司や同僚等から娘についての個人情報を、審査請求人夫婦に「教えてください」とお願いしているものです。国立大学法人岡山大学自殺背景調査委員会（以下「調査委員会」という。）は審査請求人夫婦に代わって職場の上司や同僚に聴取したのですから、娘についての個人情報を知る権利は当然だと考えています。

しかも、部分非開示とした当該文書の概要は、既に岡山大学からの「調査報告書」において開示請求人である審査請求人に公開されている情報であって、部分非開示とすべき内容はないと考えます。

非開示の理由である、今後の同種案件において、調査の対象者が正確な供述をするかどうかは、話す側の正直さや誠実さの人柄、上司や同僚としての使命感などでも左右されます。

どのように話すかは、当該職員への気持ちや話す側の都合によることは、今回も今後も変わらないと考えます。また、個々の状況により条件が異なるため、今後の同種案件に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすことはないと考えます。

以上の事由により、速やかに開示していただきますようお願い申し上げます。

(2) 意見書

審査請求人は当初から岡山大学に対して、異動後の特定年月日Aから亡くなる特定年月日Bまでの娘の職場での状況を教えて欲しいとお願いしてきました。そのためにも、特定グループの職員との懇談会等、面談の開催をお願いしてきましたが、拒否されてきました。

そのため、家内が各職員に手紙を出してお尋ねしたのですが、資料①「特定部長からの特定記録郵便」(略)により守秘義務を名目に拒絶されました。資料②「特定部長への手紙」(略)にあるように、最終的には第三者委員会としての調査委員会が審査請求人夫婦に代わって関係職員に聞き取りし、その詳細について、審査請求人夫婦に報告、説明してくれることになりました。

当時の職員が調査委員会へ、娘についてどのように話したかを知ることとは親として当然の権利です。しかも死後特定年月も経過していますので、審査請求人たち親以外、誰の記憶にも残っていないことでしょう。今更、不開示にしなければならない理由は、親の心情からは到底理解できません。

文書1ないし文書9は、既に関示された「調査報告書」の作成に係る資料です。例えば、「調査報告書」P6(イ)に、「(略)(甲13, 乙4, 乙5)」との記述があります。その(甲13, 乙4, 乙5)というのが当該文書の一部です。甲13, 乙4は特定職員D, 乙5は特定職員Eの文書です。

諮問庁は、「関係当事者からの批判を恐れ、」との不開示理由を述べています。しかし、批判されることの有無は、開示しなければわかりませんが、仮に、批判に値するような状況があったとしたら、反省して職場改善に努め、二度と娘のような不幸なことが起きないようにすべきです。

また、諮問庁は、「将来の調査活動の妨げになる」との理由も述べていますが、被聴取者がどのような供述を行うかは個々の状況においての条件が異なるため、発言内容は、その都度異なると考えられます。そのため、「今後の調査等の事案に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼす」とは考えられません。

今回の請求文書は、既に関示された「調査報告書」に一部開示されて

いますので、聞き取りを受けた当該職員が調査委員会への発言内容について、秘匿を条件に供述したとは考えられません。同じ職員が岡山労働基準監督署への聴取書では発言内容の確認署名までしているのです。

（同労働基準監督署が調査した職員たちの聴取書等は全て開示されています。）

今回の請求文書が開示され、発言内容を照合することで、「調査報告書」の具体的な事実の確認ができます。そのため、作成に係る請求文書の開示がないのでは、信憑性に乏しいといわざるを得ません。

不開示にすることで、「調査報告書」を調査委員会の事務処理の方針に沿って、都合のよい箇所だけを開示したのではないかとの疑念が生じます。既に、「調査報告書」を開示しているのですから、当該文書を開示することが、合理的であり、信頼に足るものと考えます。また、開示することで、「調査報告書」をまとめた調査委員会の「意思決定の中立性」が保たれます。

さらに、聴取の際、娘以外の第三者のことを話した職員がいても、調査委員会に話すことを決定したのは話した本人です。娘以外の職員のことであっても、娘に関係することですので、開示するのが当然です。

審査請求人は、調査委員会での審議内容及び事案の処理方針に関する情報などの開示は請求していませんので、「委員会の委員としての負担が重い」ことはありません。

法律的には法14条は、頭書で、「独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」としています。

これは、原則開示しなければならず、例外的に不開示情報に該当する場合のみ不開示とできるとしています。このような定め方の場合、行政法的には、羈束裁量に該当し、行政機関は勝手に不開示情報を広く解釈することはできず、法律の例外に該当する場合しか不開示とできません。

法14条4号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」が不開示情報に該当するとしています。

つまり、法14条4号は、当該情報が、「1. 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であること。」、「2. 開示することに

より、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」のいずれにも該当しなければ、同号の不開示情報とはなりません。

岡山大学職員からの聴取は審議でも検討でも協議でもないのです。審議にも検討にも協議でもない情報なら、法14条4号が定める不開示情報には該当しません。

また、法14条5号についても何ら該当しないことは明らかです。

上記の理由により、当該文書の開示を早急をお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

(1) 審査請求人は、岡山大学に対し、平成30年6月13日付け「保有個人情報開示請求書」により、別紙の1に掲げる文書について開示請求を行った。

(中略)

(2) 処分庁では、本件開示請求に係る保有個人情報として、43文書を特定し、その一部を開示する旨の決定を行い、原処分により審査請求人に通知するとともに、岡山大学情報公開窓口にて写しの交付による開示を実施した。

(3) 審査請求人は、一部を開示した文書のうち、文書1ないし文書6及び文書9の聴き取り調査結果の内容並びに文書7及び文書8の特定職員による委員会宛の回答の部分が不開示であることについて納得がいかないとして、平成30年7月12日付け審査請求書により審査請求を行った。

2 審査請求により開示を求められている文書

調査委員会による聴き取り調査結果の内容及び特定職員による委員会宛の回答に係る文書（文書1ないし文書9）

3 審査請求人の主張に対する検討

(1) 各文書における不開示部分の不開示妥当性について

審査請求人は、一部開示決定において不開示とされている調査委員会による聴き取り調査結果及び当該委員会に対する文書提出に係る特定職員からの回答について、当該委員会は審査請求人に代わって事情を聴取していること、当該情報は審査請求人が岡山大学から既に受領している調査報告書を作成するための根拠となる個別の情報であり、不開示とすべき内容ではないということ、調査の対象者が正確な供述をするかどうかは、話す側の正直さや誠実さなどの人柄、上司や同僚としての使命感などでも左右されることから、どのように話すかは、話し手の都合によることは今後の事案においても変わらないと考えており、個々の状況により条件が異なるため、今後の同種案件に係る事務処理の適正な遂行に

支障を及ぼすことはないことにより、不開示とする理由はないとして、不服を申し立てている。

ここで、上記2において示した該当文書に関する不開示部分の不開示妥当性について改めて検討する。

ア 文書1ないし文書6及び文書9：聴き取り調査結果

当該文書は、調査委員会が、特定の職員に対して行った聴き取り調査の質疑応答を記録した文書であり、調査報告書作成に係る資料の一部となっているものである。

調査委員会の判断において発言の一部については調査報告書内においても引用されているものもあるが、全ての発言内容を公にすることは想定しておらず、それを全て公にすることは、今後、調査の対象となる被聴取者が、関係当事者からの批判をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について正確な供述を行うことをちゅうちょするおそれがあり、そのことにより、調査等の事案に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考ええる。

また、国立大学法人岡山大学自殺背景調査委員会設置要項（以下「設置要項」という。）6条により、調査資料、会議資料、議事要旨等は、原則として非開示とする旨が規定されており、調査委員会の作成資料を公にすることにより、委員としての負担の重さや紛争を避けること等を理由に委員の就任若しくは調査委員会出席を拒む、又は調査委員会での率直な意見を控える等、審議及び調査委員会事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあると考ええる。

以上により、法14条4号及び5号柱書きに該当するとして、不開示が維持されるべきであると考ええる。

イ 文書7及び文書8：特定職員作成の「文書提出について（回答）」の文書

当該文書は、調査委員会が、特定の職員に対して、該当の文書の存在の有無の確認及び文書が存在する場合には同文書の提出の依頼を行ったことについて、その依頼に対する回答の文書であり、調査報告書作成に係る資料の一部となっているものである。

これを公にすることにより、上記アの理由と同様に、今後、調査の対象となる者が、関係当事者からの批判をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について正確な供述を行うことをちゅうちょするおそれがあり、そのことにより、調査等の事案に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考ええる。

以上により、法14条5号柱書きに該当するとして、不開示が維持されるべきであると考ええる。

(2) 以上、上記(1)ア及びイにより、審査請求人の請求について改めて

検討した結果、文書1ないし文書9に関して、原処分において不開示とした部分については、なお不開示とすることが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月4日 審議
- ④ 同月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年10月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書9に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部について、法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1ないし文書6及び文書9について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、調査委員会が自殺した特定個人の同僚職員に対し、特定個人の勤務状況等を聴き取りした調査結果であり、当該文書に記録された保有個人情報のうち、当該委員会の委員が調査対象者を行った質疑応答部分が不開示とされていると認められる。

イ そこで、諮問書に添付されている設置要項を確認すると、調査委員会は非公開であり、調査資料等は原則として非公開とする旨が規定（設置要項6条）されていることから、調査対象者となった同僚職員は、その質疑応答による発言が原則非公開とされると考えた上で、特定個人の勤務状況等を当該委員会の委員に対し回答している可能性を否定できず、当該不開示部分を開示した場合、今後、調査の対象となる被聴取者が、関係当事者からの批判をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について正確な供述を行うことをちゅうちょし、当該調査等の事案に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれある旨の諮問庁の上記第3の3（1）アの説明は否定できない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法14条5号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書7及び文書8について

ア 当審査会において見分したところ、当該文書は、調査委員会が特定の職員に対して行った特定文書の保有の有無及び同文書提出依頼に関する回答文書であり、当該文書に記録された保有個人情報のうち、回答者である特定職員の回答内容部分が不開示とされていると認められる。

イ 当該不開示部分に記録されている保有個人情報についても、上記(1)イと同様に、今後、調査の対象となる者が、関係当事者からの批判をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について正確な供述を行うことをちゅうちょし、調査等の事案に係る事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明を否定できないことから、当該不開示部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 開示を請求した保有個人情報記録された文書

特定年月日 J 受領した、岡山大学自殺背景調査委員会作成の調査報告書の別紙 1, 3, 4 の内、今回添付する申請明細書の項目の開示を請求いたします。

(個人情報開示請求の申請明細書)

自殺背景調査委員会から受領した調査報告書の下記項目の開示を求めます。

別紙 1 当委員会の活動

特定年月日 C 聴き取り調査 特定職員 A
特定年月日 D 聴き取り調査 特定職員 B
特定年月日 D 聴き取り調査 特定職員 C
特定年月日 E 聴き取り調査 特定職員 D
特定年月日 F 聴き取り調査 特定職員 E
特定年月日 G 聴き取り調査 特定職員 F
特定年月日 I 聴き取り調査 特定職員 G
特定年月日 I 第 11 回委員会 (聴き取り調査結果)

別紙 3 証拠目録 (岡山大学提供分)

甲 5 ~ 甲 15 及び甲 39

別紙 4 証拠目録 (当委員会収集分)

乙 1 ~ 乙 19, 乙 24, 乙 27 ~ 乙 29

2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書 1 乙 1 聴き取り調査結果 (特定年月日 C, 特定職員 A)
文書 2 乙 2 聴き取り調査結果 (特定年月日 D, 特定職員 B)
文書 3 乙 3 聴き取り調査結果 (特定年月日 D, 特定職員 C)
文書 4 乙 4 聴き取り調査結果 (特定年月日 E, 特定職員 D)
文書 5 乙 5 聴き取り調査結果 (特定年月日 F, 特定職員 E)
文書 6 乙 6 聴き取り調査結果 (特定年月日 G, 特定職員 F)
文書 7 乙 7 特定職員 B 作成の特定年月日 H 付け当委員会宛文書提出について (回答)
文書 8 乙 8 特定職員 C 作成の特定年月日 H 付け当委員会宛文書提出について (回答)
文書 9 乙 27 聴き取り調査結果 (特定年月日 I, 特定職員 G)